

令和7年宇治田原町議会運営委員会

令和7年12月3日

午前10時53分開議

議事日程

日程第1 令和7年第4回（12月）定例会について

①追加提出議案について

②議事日程（第2号）について

③その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	5番	山本精	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	勝谷聰一君
総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
企画財政課長	中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
専門官	長谷川みどり君

開　　会　　午前10時53分

○委員長（藤本英樹）　　本会議、議員協議会に引き続きご苦労さまでございます。

本日は、議会運営委員会を招集しましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、令和7年第4回定例会における追加提出議案につきまして、お手元に配付しております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

これより議事に入ります。

日程第1、令和7年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

追加提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷　明）　　ただいま委員長からございましたように、本12月定例会における追加提出議案につきまして、私のほうからご説明と並びにお願いを申し上げたいと存じます。

まず、追加提出議案の一覧をご覧ください。

今回、追加上程をさせていただく予定としておりますのは、補正予算関係5件、条例改正が4件、合計9議案でございます。本件につきましては、前回の議会運営委員会でもお願いいたしておりましたように、全体的なことといたしまして、まずは人事院勧告に伴います特別職、一般職等の人員費の関係の補正予算並びに条例改正、さらに補正予算には国の方のほうの緊急経済対策、これを速やかに一定可能なものを緊急的に計上させていただくものでございます。

それでは、1件ずつご説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第58号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）でございます。

本件につきましては、国の総合経済対策に基づきまして、まずは令和7年分として緊急に対応し得る施策を計上させていただきました。また、総額、本町のほうにどれだけあるかという部分がまだ未定な部分もございますので、まずは早急に、緊急に対応し得る分を計上させていただきまして、残りはまた今の予定でございますと、3月議会において、これも令和7年度の補正予算となるか、令和8年度の当初予算となるかも未定でございますけれども、また改めまして他の施策をご提示できればと考えておりますが、まずは年内中にできるだけ取り組むようにという國の方針も受けまして、当面、緊急に対応し得る施策を計上させていただきました。

この議案書に添付しております、まず横表をご覧いただきたいんですけれども、各項目ございます。また、各特別会計等への繰り出しも含めまして、まず1つ目の主なもの

といたしましては、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものでございます。

詳細は省略させていただきますが、これ以外に経済対策として今回計上させていただいているものが、この横表で申し上げますと、番号4、5、7になるものでございまして、主要事項調書をご覧ください。概要だけ申し上げます。大きく3件、今回提案させていただいております。

補正の中身といたしまして、まず1つは物価高対応子育て応援手当支給事業費、主要事項調書の1ページでございます。これは、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援し、ここ3年生世代までの子どもたちに物価高対応子育て応援手当を支給するというものです。これにつきましては、全国で進められる施策でございますけれども、内容といたしましては、児童手当の支給対象児童を養育する父母等に対して、子ども1人当たり2万円を給付するものでございまして、本町の現在の対象児童数約1,150人と想定いたしております。

支給の流れ、イメージといたしましては、まず、応援手当の案内チラシ、また、希望しない場合の申出書の送付をいたしまして、希望しない方がおられた場合のみ申出書を返信受けまして、児童手当の登録口座へこの2万円を足して給付するというような流れになろうかという予定でございます。これがまず1点。

2ページもご覧ください。

水道事業会計負担金でございますけれども、物価高騰対策水道料金減免事業ということで、これも物価高騰の影響を受けておられます水道使用者の負担軽減のために、水道基本料金を減免しようというものでございまして、減免期間は令和8年2月から3月までの1期2か月分でございます。偶数月の検針地区につきましては令和8年2月請求分を、奇数月の地域につきましては3月請求分、それぞれ2か月分の、公共施設を除きまして、水道基本料金の全額を減免しようというものでございます。

3ページ目をご覧ください。

小・中学校給食費支援事業費、これも物価高騰対策でございますけれども、小・中学校の保護者の負担軽減のために、緊急的な措置といたしまして、3学期分の給食費全額を町が支援するものでございます。補助対象それぞれ各小・中学校、記入させていただいております人数、また、給食費単価も小学校280円、中学校310円ということで、全額3学期分を町が負担させていただく旨の補正予算を計上させていただいておるものでございます。

続きまして、議案第59号、令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費等の費用を補正するものでございまして、現計予算に410万5,000円を追加いたしまして、予算総額を10億848万7,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第60号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

これにつきましても、給与改定、人事異動等に伴う職員人件費等の費用を補正するものでございまして、保険事業勘定のほうでございますが、既定額に269万9,000円を追加いたしまして、1億1,266万2,000円とさせていただきまして、さらに介護サービス事業勘定のほうには6万8,000円を追加し、合計377万5,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第61号、令和7年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

これも給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費等の費用を補正するものでございまして、収益的支出のほうで458万3,000円を足して3億2,281万8,000円とさせていただき、また、資本的支出のほうで71万2,000円を足させていただきまして、2億4,442万5,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第62号、令和7年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましても給与改定及び人事異動等に伴います職員人件費の費用を補正するものでございまして、収益的収入では95万7,000円を足して4億5,314万円、収益的支出には95万7,000円を追加し、合計4億4,804万7,000円、そして、資本的収入には134万3,000円を追加させていただきまして3億6,894万2,000円とさせていただきまして、資本的支出には、同じく134万3,000円の追加により4億7,834万7,000円の予算とさせていただくものでございます。

ここまでが補正予算の関係でございまして、続きまして、議案第63号、宇治田原町職員の給与に関する条例及び宇治田原町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましては、1枚ものの概要の資料をご覧ください。

こちら1枚ものに、今回の改正後の内容を掲載させていただいております。

まず、1番、趣旨でございますけれども、本年8月7日に人事院勧告が出されまして、それに伴います一般職の国家公務員の給与改定が、現在、閣議決定されておる状況でございますけれども本町の一般職員等に係ります給与につきましても、国と同じように初任給及び若年層に重点を置いた給料表の引上げ並びに期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げる等の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容を申し上げますと、2番、改正内容(1)、まず給料表の改定でございますけれども、初任給を高卒で1万2,200円、大卒で1万2,000円引き上げますとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表の引上げ改定を行うもので、平均改定率は3.3%となるものでございます。この表にございますとおり、高卒初任給が改正後は20万6,700円、大卒初任給が改正後は23万2,000円となるものでございます。

続きまして、(2)期末勤勉手当支給月数の改定ということで、現在、年間4.6月の期末勤勉手当でございますが、これに0.05月を足しまして、年間トータル4.65月を支給するというものでございます。

これに伴いまして、(3)期末勤勉手当支給月数の均等化ということで、令和7年度につきましては、既に6月分の期末勤勉手当を支給済みでございますので、今申し上げました0.05月のプラス分は12月期の期末勤勉でそれぞれ0.025月分ずつ足させていただいて、12月で0.05を足して、年間4.65月にしようとするものでございます。ただし、来年、令和8年度以降につきましては、この0.05を6月と12月に均等に割りますので、令和8年度以降は期末手當に0.0125月を足しまして、これが6月、12月ともにそれぞれ足しまして、6月と12月を同じ月数にすることで年間4.65月を確保するものでございます。

続きまして、(4)通勤手当の改定でございますが、これは自動車等使用者に対する通勤手当につきまして、年間の支給状況等を踏まえた改定を行うということで、それぞれの距離区分に応じたところの該当する額を現行から、下線にございます改正後の額に改正するものでございます。

(5)は、宿日直手当の改定、これも改定を申し上げますが、実際のところ、私ども宿日直、現在のところしている職員等はございませんので、例規等の改正、事実上は改正のみになろうかと存じますけれども、国に合わせて改定だけをさせていただきます。

施行期日でございますけれども、今申し上げます(1)、(2)、(4)、(5)、これにつきましては令和7年4月1日に遡って適用、そして、(3)につきましては、今申し上げましたよう來年4月1日から施行するものでございます。

このほかにも人事院勧告で示されております令和8年4月からの改正内容というもの

もあるんですけども、そのあたりにつきましては、まだ詳細が明らかにされておりませんので、明確になってくれば、令和8年3月議会に来年以降の改定につきましては提案させていただく予定としておりますので、またその際にはご理解賜れればと存じます。

続きまして、議案第64号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも1枚ものの概要資料をご覧ください。

これにつきましては、本町の特別職の期末手当の支給月数を、これも人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、本町の特別職の職員に係る期末手当の支給月数を引き上げるというものでございます。0.05月を引き上げまして、町長、副町長、教育長を現行の3.45を3.5月とさせていただくものでございます。これも同じように、来年度は6月、12月で均等になるように改正をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第65号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも同じく1枚ものの概要をご覧ください。

これは、先ほど申し上げました本町の特別職と同じ考え方でございまして、特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、議員の皆様方の期末手当の支給月数を引き上げる改正を行うものでございまして、先般、ご協議いただきまして、上げる方向でご了解いただいたということでご提案させていただくものでございます。同じく0.05月を引き上げまして、年間3.50月とさせていただきますとともに、令和8年度には6月と12月で均等になるように配分させていただくものでございます。

最後になりますが、議案第66号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも1枚ものの概要をご覧いただきたいんですけども、一般職の職員に係る給与改定、先ほどご説明申し上げましたが、本町会計年度任用職員につきましても、この一般職の各級の号給を準用して、会計年度任用職員の給料表を定めておりすることから、そちらのほうが変わりましたので、こちらも対応号給に相当する分につきまして給料表を引き上げるものでございます。一般職給料表の1級と2級をこの会計年度任用職員に使わせていただいておりますが、例えば事務職員ですと、1級17号給、改正後は1万2,000円引き上げて、改正後を21万9,400円となるものでございます。ただし、この表にございますのは、米印にもございますように、いずれも任用1年目でフルタイム勤務の場合の給料月額ということでご理解いただきたいと思います。

なお、（参考）とございますけれども、期末勤勉手当の支給月数も一般職に準じて4.6月を4.65月に改正いたします。ここに関しましては条文は出てまいりませんが、一般職を準用するという例規になってございますので、一般職が変わりますと自動的にこちらも変わるということで、参考とさせていただいております。7年4月1日からこれは適用させていただくものでございます。

以上、私のほうから9議案につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議、ご審査賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上で追加提出議案についてを終わりたいと思います。

②議事日程（第2号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） お手元に配付させていただいております令和7年第4回宇治田原町議会定例会議事日程（第2号）についてご説明させていただきたいと思います。令和7年12月8日、月曜日午前10時が開議でございます。

日程第1、一般質問につきましては、今回通告のあった8名の方全員が8日月曜日に質問される予定でございます。一般質問が終わりましたら、日程第2から日程第10までの補正予算5件、条例関係4件の9議案の追加議案の一括提案を予定しております。

なお、この9議案につきましては、お手元のほうに付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、全て予算特別委員会に付託を予定しております。

いずれにつきましても、付託前質疑後、予算特別委員会へ付託をさせていただきたく考えておるところでございます。

議事日程（第2号）についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議事日程（第2号）についてを終わりたいと思います。

3番目、その他、何かございましたらご発言願います。ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、今後の予定ではございますが、12月16日火曜日午前10時から議会運営委員会を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、定例会についてはこれで終了いたします。

◎その他

○委員長（藤本英樹） 日程第2、その他、何かございましたらご発言願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これをもちまして本日の議会運営委員会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉　　会　　午前11時13分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤本英樹